

# 非常災害・交通機関の運休時の取扱いについて

- 1 次の**どちらか**に該当する場合、生徒は自宅待機。

## 午前6時の段階で

- (1) 綾部市を含む区分（①**綾部市** ②**舞鶴・綾部** ③**京都府北部**）で、次のいずれかの警報が発令されている場合

**大雨警報、暴風警報、暴風雪警報、洪水警報**

- (2) **JR綾部駅**を通過する列車が**全部運休**している場合

- 2 午前9時30分までにどちらも解除された場合は**すみやかに登校**する。  
ただし、上記の理由により遅刻した生徒は**公欠扱い**とする。
- 3 午前9時30分以降もいずれかが続いている場合は**臨時休業**とする。
- 4 臨時休業の場合は後日その回復処置を講ずる。

綾部高等学校東分校教務部